

○ タブレット端末とペーパーレス会議システムについて

1. タブレット端末導入、ペーパーレス化について

- R元年度 ・タブレット端末の導入を決定
・タブレット端末導入検討会(最大会派2人、第2会派1人、事務局)により、端末の種類、会議システムを選定
・掛川市議会タブレット端末使用基準制定
- R3.10 ・タブレット端末(iPad Pro 12.9)、ペーパーレス会議システム(サイドブック)を導入
・掛川市議会会議規則、委員会条例改正、オンライン委員会運営要綱制定
- R4.6 ・本会議、委員会にペーパーレス会議システム本格導入
※一部資料は、紙資料を使用
- R5.9 ・本会議、委員会の資料全てをペーパーレス化

2. 導入した端末とシステムについて

- (1) 12.9インチ iPad Pro 128GB (Wi-Fi+Cellularモデル)
・25台(議員21台、事務局4台)
・通信+端末レンタル
・2年間の長期継続契約
・費用は全て公費負担
- (2) サイドブッククラウド本棚
・単年度のリース契約
・アカウント100人分オプション
・容量追加10GBオプション
- (3) その他
・Microsoft 365 Business Basic (22ライセンス)
・Zoom有償ライセンス (3ライセンス)

3. タブレット端末導入による効果について

- (1) ペーパーレスによる会議の効率化
→資料の印刷時間の大幅な短縮。会議直前の資料差し替えも容易に。
- (2) 情報共有の効率化
→紙の通知は廃止。メールによる通知。当局職員が、事務局へ来る必要なし。
- (3) 省資源化の推進
→印刷物が大幅に減小。社会全体や庁内でのペーパーレスの流れに乗ることができた。
- (4) オンライン会議
→実績: 2回(議会運営委員会、予算決算委員会)
オンライン視察は数回実施

4. タブレット端末 (i P a d) について

(1) タブレット端末使用基準

- ・破損は事務局で対応。故意、重大な過失は議員が弁償
- ・議員個人のHP作成、F a c e b o o k の使用禁止
- ・有料アプリ購入禁止 など

(2) セキュリティ

- ・ i P a d には、ウイルス対策ソフトなし。
- ・ 議会エリアの議員 i P a d 用の W i - F i は、議員は i P a d 以外を接続しない。W i - F i の S S I D を非表示にして、無断接続を防止。ウイルスが W i - F i を通じて広がるリスクを軽減。

(3) その他

- ・ 議会エリア (5, 6 階) に i P a d 用の W i - F i を整備。当局予算
- ・ 議員自宅では、家庭の W i - F i を利用
- ・ 外での利用時は、S I M カードによる通信
- ・ 全端末 (25 台) に A p p l e I D (事務局で取得) を設定
- ・ 全端末に G o o g l e アカウント (議員個人所有) を設定
G m a i l、G o o g l e カレンダー利用

5. ペーパーレス会議システム (サイドブックス) について

- ・ 当局側は、市長含む主幹職以上の職員が利用。当局側で約 90 アカウント。議会側 25 アカウント
- ・ 当局側のアカウント管理は、D X 推進課
- ・ 議員への操作研修として、事務局主催のサイドブックスの操作研修会を不定期に開催
- ・ 年度当初に D X 推進課が職員へ操作研修。事務局同席
- ・ 資料のページ付番は、表紙から 1 ページとし、全てのページに付番

6. 本会議、委員会資料のペーパーレス化について

(1) 令和 3 年 10 月のタブレット端末導入時に紙資料を継続した資料

- ・ 予算説明書 (当初予算)
- ・ 事項別明細書 (当初予算、決算) ※補正はペーパーレス
- ・ 決算書
- ・ 決算説明書
- ・ 監査委員意見書

(2) 本会議、委員会資料の完全ペーパーレス化

- ・ タブレット導入後は資料は全てペーパーレスとする計画のもとタブレット導入
- ・ 一部資料の紙資料継続を強く求める議員
- ・ 理由は、複数資料を同時に閲覧すると文字が小さくなること、3 種類以上を同時閲覧不可などの問題。過去の資料と比較するため。



- ・ 令和 5 年 9 月定例会から、本会議、委員会資料も完全ペーパーレス
- ・ 紙資料 (冊子) を希望する議員には、自己負担 (政務活動費) で印刷した資料を配付

7. 規程の整備（令和3年10月1日～）について

(1) 掛川市議会会議規則改正

(情報通信端末機器の使用)第150条の2 条文追加

- ・議員、職員は、会議(本会議)、委員会においてタブレット端末を使用可能
 - ・前2条を準用し、新聞紙等の閲読禁止、資料等印刷物の配布は許可が必要
- タブレット端末の使用を会議規則で明確に認めることとした。

(2) 掛川市議会委員会条例改正

(開会方法の特例)第15条の2 条文追加

- ・オンライン委員会開会可能
- ・オンライン出席者に委員会条例の規定適用
- ・オンライン委員会の開会方法その他必要な事項は議長が別に定める。

(秘密会)第20条 条文改正

- ・オンライン委員会は、秘密会にできない。

(3) 掛川市議会オンライン委員会運営要綱制定

- ・オンライン委員会開会の条件
- ・オンライン出席の申出
- ・表決方法
- ・正副委員長の出席不可 など規定

～オンライン委員会開会の条件～

- ・災害発生による交通等の遮断により、参集できない場合
- ・コロナ等の感染症の感染または、感染が疑われる場合
- ・市内におけるコロナ等の感染症がまん延し、議会運営委員会がオンライン委員会の開催を決定した場合

→緊急時のみオンライン参加を認めている。etc. 災害、コロナ等

～正副委員長の出席不可について～

→安定した議事運営を担保するため、正副委員長はオンライン参加を認めていない。

8. 検討事項について

(1) 議員の個人所有パソコンでのサイドブックスの使用

- ・サイドブックスはiPadでしか認めていない。
- ・運用の変更のみで可能。会議規則等の改正不要
- ・公共のパソコン等でのサイドブックス利用の懸念

(2) 議員の個人パソコンの本会議、委員会における使用

- ・会議ではiPadしか使用が認められていない。
- ・個人パソコンの持込は会議規則の改正が必要。議決事項
- ・セキュリティの問題。個人パソコン等を議員iPad用のWi-Fiに接続する必要がある、ウイルスまん延のリスク